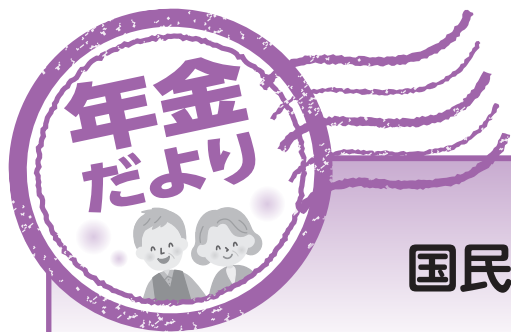




国民年金保険料の納付が難しいときは

◆国民年金保険料免除・納付猶予申請のお知らせ

令和8年度分(令和8年7月～令和9年6月まで)の国民年金保険料免除・納付猶予申請を受け付けています。

経済的な理由などで保険料を納めることが難しく、未納の状態が続いていると、将来の老齢基礎年金や、障がい・死亡といった不慮の事態が発生したときの障害基礎年金や遺族基礎年金が受けられなくなる場合があります。

申請をご希望される方は、お早めに手続きしてください。



◆国民年金の追納制度のお知らせ

老齢基礎年金(65歳から受けられる年金)の年金額は、国民年金保険料の免除(全額免除・一部免除・法定免除)や納付猶予、また学生納付特例の承認を受けていた場合、保険料を全額納めた場合と比べ、年金額が少なくなります。

免除等されていた期間の保険料は、後から納付(追納)することにより、老齢基礎年金の年金額を増やすことができます。(追納ができるのは、10年以内の免除期間に限られます。)

納付をご希望される方は、お近くの年金事務所で手続きしてください。



ポイント！

- ・未納のままにせず、まずは「免除・猶予」の手続きを
- ・余裕ができたなら「追納」して、将来の年金を元どおりに

◆問い合わせ先 秋田年金事務所 ☎018-865-2392
琴丘支所 ☎87-3516

健康推進課医療年金係 ☎85-2137
山本支所 ☎83-2115

広告

あなたの運転大丈夫？

反応が
鈍くなった
気がする…



家族に
運転を心配
される…

普段の運転、こんなことはありませんか？

- ☐ 認知機能・身体機能の確認 ☐ 運転能力の確認
- ☐ 危険のない運転のためのアドバイス
- ☐ 病気・ケガ後の運転再開をサポート



お気軽にご相談ください!!

* 診察・検査などは運転を「許可」するものではありません

森岳温泉病院運転外来

運転外来受付:月・木・金(祝日除く) 9:30~11:30 ☎0185(83)5111